

美唄市介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号訪問事業（訪問介護相当）  
契約書別紙兼重要事項説明書

医療法人社団幾生会  
ヘルパーステーション 笑

# 美唄市介護予防・日常生活支援総合事業

## 第1号訪問事業（訪問介護相当）契約書別紙 兼重要事項説明書

様（以下「利用者」という。）に対するサービスの提供開始にあたり、ヘルパーステーション笑（以下「事業者」という。）が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団幾生会
主たる事務所の所在地	三笠市岡山506番地8号
代表者（職名・氏名）	理事長 松本 茂男
設立年月日	昭和57年12月
電話番号	01267-6-8211

### 2 利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーション 笑	
サービスの種類	介護予防訪問介護相当	
事業所の所在地	三笠市岡山506番地50号	
電話番号	01267-3-7021	
指定年月日・事業所番号	平成26年11月28日指定	0176000156
管理者の氏名	岡田真都	
通常の事業の実施地域	三笠市、岩見沢市、美唄市	

### 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、若しくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が利用者宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事等、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 (例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助等
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 (例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理等

## 5 営業日時

サービス提供日	月曜日から土曜日まで。 但し、年末年始(12月30日から1月3日)を除きます。
サービス提供時間	午前8時00分から午後6時00分
受付時間	月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時00分(但し、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月30日から翌年1月3日までの日を除きます。)

## 6 事業所の職員体制

	資格	常勤 (名)	非常勤 (名)	備考
管理者		1		
サービス提供責任者	介護福祉士	1		
訪問介護員	介護福祉士	3		
	ヘルパー2級		4	

## 7 サービス提供の責任者

利用者へのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望等ありましたら、何でもお申し出下さい。

サービス提供責任者の氏名	飯塚直美
--------------	------

## 8 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払い頂く「利用者負担金」は、原則として基本料金の介護保険負担割合証に記載された額です。但し、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担頂きます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

### 【基本部分】

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・2 週1回	1,176 単位	2,349 単位	3,528 単位
	2,349 単位	4,698 単位	7,047 単位
要支援1・2 週2回	3,528 単位	7,454 単位	11,181 単位

上記の基本利用料は、介護報酬の告示上の額で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

## 【加算】

### ①初回加算 200 単位

※新規にサービス計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回と同月にサービス提供責任者がサービス行った場合又は訪問介護員に同行した場合に加算されます。

### ②介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 利用単位×14.5%が加算されます。

## 【減算】

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する場合には、利用単位数×10%が減算されます。

②上記①以外の範囲に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合、利用単位数×10%が減算されます。

### (2) キャンセル料

利用者の自己都合によりサービスをキャンセルした場合は、下記の料金が発生します。

①ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡を頂いた場合は、キャンセル料は発生しません。

②ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡を頂かなかった場合は、当月予定された介護報酬÷当月予定された回数がキャンセル料として発生します。キャンセルされる場合は事業所まで連絡が必要となりますので、お手数ですがご連絡をお願い致します。

※利用者の容体の急変等緊急かつ止むを得ない事情と認められた場合は、キャンセル料は発生しません。

### (3) 支払い方法

上記(1)の利用料（利用者負担分の金額）は、1か月ごとにまとめて請求しますので次のいずれかの方法によりお支払い下さい。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、次回請求時に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座振替	サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直前の平日）に、利用者が指定する口座より引き落とします。 なお、口座振替手数料は利用者負担となります。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する口座にお振り込み下さい。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払い下さい。

## 9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の 主治医	医療機関の名称	
	医師名	
	所在地	
	電話番号	

緊急連絡先 (家族等)	氏 名	続柄 ( )
	電 話 番 号	

#### 10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び美唄市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### 11 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

苦情・相談受付窓口	電話番号
ヘルパーステーション笑 苦情・相談担当 所長 岡田真都	01267-3-7021 (午前8時45分から午後5時00分)

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情・相談受付窓口	電話番号
美唄市 地域包括ケア推進課 介護保険係	0126-63-0461 (直通)
北海道国民健康保険団体連合会 介護・障害者支援課企画苦情係	011-231-5175 (直通)

#### 12 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意頂きたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解下さい。
  - ①医療行為及び医療補助行為
  - ②各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借等、金銭に関する取扱い
  - ③家族の方に対する食事の準備等
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供等はお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変等によりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡下さい。

#### 13 第三者評価の実施状況

第三者による評価は実施していません。

#### 14 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催  
年2回以上委員長の招集により開催する。
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備  
年1回以上、委員会にて見直しを議事として取り上げ検討するものとする。
- (3) 虐待防止研修の実施  
年1回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	管理者 岡田 真都
-------------	-----------

## 15 身体拘束適正化のための措置

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止とします。ただし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があります。その場合であっても身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行います。

- ①切迫性 利用者本人の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ②非代替性 身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合。
- ③一時性 身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合。

以上の3要件を満たし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

## 16 事業継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生でもご利用者への居宅介護を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 事業所内での業務継続計画書を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施する。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しと変更を行う。

## 17 ハラスメント対策について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられるよう労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該職員、取引先事業者、利用者及びその家族が対象となります。

(2) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用者契約の解約等の措置を講じる。

令和 年 月 日

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名代理 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄（ \_\_\_\_\_ ）

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住所 北海道三笠市岡山 506 番地 50 号

氏名 医療法人社団幾生会 ヘルパーステーション 笑

説明者 \_\_\_\_\_ 印